

第 54 回定時総会懇親会 木村理事長挨拶（要旨）

我が国経済は、アベノミクスの効果により緩やかな回復を続けていますが、先月実施された消費税率引上げの影響を乗り越え、この先成長を持続できるかどうかの岐路に立つ重要な局面を迎えています。

不動産業は内需産業の中核として、我が国の経済に大きな役割を担っており、成長戦略の実現に向けしっかりと貢献していくことが期待されています。

そうした状況の中で、今年度は当協会として次のような課題に重点的に取り組んでいきたいと考えています。

まず、平成 27 年度税制改正につきましては、事業用資産の買換え特例、住宅取得資金の贈与特例、都市再生促進税制などの重要な特例が期限を迎えることから、さらなる拡充を目指すとともに、法人実効税率の引下げの議論の状況も注視しながら、機動的に要望活動を行っていききたいと考えています。

また、消費税の軽減税率制度についても、消費税の税率が 10%に引き上げられた際に、軽減税率制度が適用される場合には、社会的資本財である住宅についても適用すべきであるという基本的な考え方のもと、不団連としての統一的な取組みや住団連との連携を強化し、対応してまいります。

都市の国際競争力の強化については、国家戦略特区の区域が今月初めに決定され、いよいよ事業内容も具体化してくるものと思われまます。2020 年のオリンピック・パラリンピック開催も重要なターゲットとして見据えながら、都市の国際競争力の強化に向け、特区が有効に活用されるよう、事業者のニーズを把握し適切に対応していきます。また、都市や地域の快適化や活性化に向けて、安全・安心なまちづくりのために都市防災機能のさらなる強化を目指しながら、都市の魅力を高めていきたいと考えています。

住宅については、少子高齢化社会が進展していく中で、今後の住宅需要の変化を見据えながら検討を進める必要があると考えています。建築費の高騰などにより、事業環境が厳しくなる中で、購入者の様々なニーズを把握し、新たな需要を喚起するための創意工夫を重ねていきたいと考えております。

環境への取組みも引き続き重要です。省エネ基準の適合義務化等、規制の動向に適切に対応するとともに、当協会の環境実行計画に基づいて、会員の環境行動のさらなる推進を図っていききたいと思います。

その他、不動産業の国際化への対応として、アウトバウンドとインバウンド双方から、必要な取組みを行っていきます。今後は世界に対して、東京をはじめとする日本の大都市のシティセールスを、政官学民をあげて、協力しながら進めていく必要があると考えています。

これからの日本は少子高齢化により生産年齢人口が急激に減少する社会を迎えます。そのため、今後は大都市への対応はもちろんのこと、地方都市についても、不動産業としてどのように貢献できるのかを考えていきたいと思います。

そうした状況をしっかりと踏まえたうえで、当面の課題であるデフレ脱却を図ることはもとより、その先に我が国が向かう未来に対しても、都市づくりや住宅供給の分野で、不動産業界は先頭に立って貢献していききたいと考えています。

以上